

安全報告書2013



多摩都市モノレール株式会社
Tokyo Tama Intercity Monorail Co.,Ltd.

安全報告書

目次

1	「安全報告書2013」の発行にあたって ～お客様をはじめ地域の皆様へ～ -----	1
2	安全に関する基本的な方針 -----	2
3	安全管理体制 -----	4
4	事故等の発生状況 -----	6
5	輸送の安全確保のための取組 -----	7
6	お客様・沿線の皆様・関係者との連携・協力 -----	18
7	ご連絡先 -----	22

1 「安全報告書2013」の発行にあたって ～お客様をはじめ地域の皆様へ～

いつも多摩都市モノレールをご利用いただき、誠にありがとうございます。

多摩都市モノレールは、平成10年11月27日の開業以来、多摩地域を南北に結ぶ重要な公共交通機関として多くのお客様にご利用いただいております。

平成24年度は、安全・安心を徹底する取組として、警視庁・東京消防庁・東京電力との合同による救出救護訓練や営業線を用いたトンネル避難誘導訓練を初めて実施しました。安定輸送の面では、降雪時における砂の散布方法、一部区間の運転方式の見直しや凍結防止剤の変更などを行い、降雪時における大きな運行の乱れを防止することができました。

一方、輸送面では、毎年恒例のビール列車やワイン列車の運行をはじめ、スタンプラリー方式によるウォーキングイベントなどさまざまな事業を行い、年間乗客数は延べ4,598万人、一日平均乗客数は12万5,970人と東日本大震災前の水準を上回り、過去最高の実績となりました。お客様をはじめとする地域の皆様、多くの関係者に感謝するとともに、今後も安全・安心・快適な輸送を社員一丸となり推進してまいります。

本報告書は、軌道法の規定に基づき、輸送の安全確保のための当社の取組や安全の実態について、ご利用いただいているお客様や沿線の皆様に広くご理解いただくために作成したものです。

これからも皆様の声を、安全輸送の充実に役立ててまいります。率直なご意見やご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。



平成25年9月

多摩都市モノレール株式会社

代表取締役社長 野澤 美博

2 安全に関する基本的な方針

(1) 安全行動規範

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。安全に関する基本的な方針として、社長以下全社員の行動規範を次のように掲げ、周知・徹底しています。

- ①安全の確保は輸送の生命である。
- ②法令及び規程の遵守は安全の基礎である。
- ③執務の厳正は安全の要件である。
- ④業務に当たっては、関係者との連絡を緊密にし、打ち合わせを正確にし、かつ相互に協力をしなければならない。
- ⑤事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
- ⑥情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- ⑦常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

(2) 安全方針と重点目標

安全行動規範をより社員の身近なものとし、その趣旨を一層徹底させるため、安全方針と重点目標を次のとおり定め、各職場に掲示しています。

<p>多摩都市モノレール 安全方針</p>	<p>多摩都市モノレールは、以下の方針により、安全・正確・快適な輸送サービスを提供し、地域の発展に貢献する。</p> <ol style="list-style-type: none">一 安全は、すべてに優先する。二 法令・規則を遵守する。三 情報は、漏れなく迅速、正確に伝える。四 常に問題意識を持ち、改善に努める。
<p>重点目標</p>	<p>ヒューマンエラーによる事故をゼロとする。</p>

(3) 平成24年度安全重点施策

安全方針に基づき、安全重点施策を定めています。平成24年度は、以下の4つを施策の柱として、輸送の安全に取り組みました。

1 運輸安全マネジメントの充実

- ❑ 経営トップによる安全に対する積極的なリーダーシップ
- ❑ インシデント、ヒヤリハットの経年的、総括的な分析とフィードバック
- ❑ 安全文化の定着に向けた各種取組（啓発・意識づけ・各種行事）
- ❑ リスクアセスメントを着実に実行するための安全管理体制の強化

2 コンプライアンスの推進

- ❑ コンプライアンス推進体制の定着
- ❑ コンプライアンス教育の充実
- ❑ 継続した法的規制の再検証

3 大規模修繕等更新投資の着実な実施

- ❑ 効率的かつ着実な基地内分岐器更新
- ❑ 安全確保を軸にした駅監視装置の更新
- ❑ 運輸管理システムや駅舎設備の円滑な更新開始
- ❑ 長期的修繕の執行体制の整備

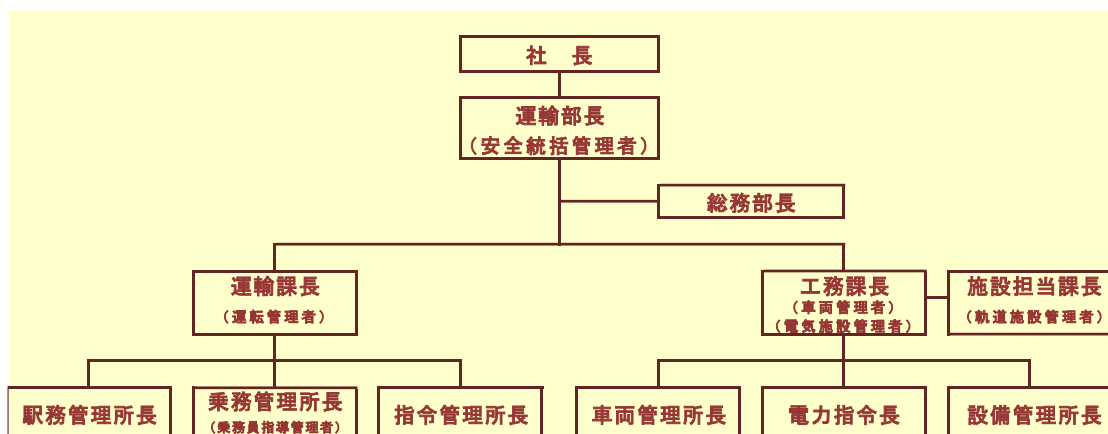
4 社内の安全・お客様保護に関する教育の徹底

- ❑ お客様の安全に関する研修・教育の充実・強化
- ❑ 社員安全確保の全社員研修（安全週間・メンタルヘルス）
- ❑ 明るく風通しのよい職場づくり

3 安全管理体制

(1) 安全管理体制

平成18年10月に安全管理規程を制定し、社長をトップとする安全管理体制を構築しました。各責任者の責務を明確にし、それぞれが安全確保のための役割を担っています。また、大規模修繕等を円滑に実施するため、平成24年4月に安全管理規程を改正し、施設に関する事項を2つに分け、電気施設管理者と軌道施設管理者を新たに設置し、軌道施設管理者に施設担当課長を選任しました。



役 職	役 割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
運輸部長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運輸課長 (運転管理者)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
乗務管理所長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
工務課長 (車両管理者) (電気施設管理者)	安全統括管理者の指揮の下、車両、電気施設に関する事項を統括する。
施設担当課長 (軌道施設管理者)	安全統括管理者の指揮の下、軌道施設に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務に関する事項を統括する。

(2) 安全マネジメント体制の推進

・安全管理委員会

平成18年10月に、社長を委員長とする安全管理委員会を設置し、安全管理規程に定めた方針の徹底と運用の適正を図っています。

安全管理委員会は、社長・役員・管理職で構成されており、平成24年度は5回開催しました。

また、安全管理委員会の下に、安全統括管理者・管理職・各所長等で組織する安全管理幹事会及び運転事故防止幹事会を設置し、事故につながる可能性のある事象についての分析及び対応策を検討・協議しています。

なお、平成24年11月以降、これまで不定期に行われていた安全管理幹事会、運転事故防止幹事会を統合した暫定幹事会を毎月1回定期的に開催することとしました。また、平成24年度末には、安全管理委員会規程の改正を行い、平成25年度以降、暫定幹事会を新たな安全管理幹事会として設置することとしました。

(3) 運輸安全マネジメント体制の継続的な見直しと改善

・運輸安全マネジメント内部監査

当社では、毎年運輸安全マネジメント内部監査を実施しています。これは安全管理体制が適切に機能しているか、課題や問題点を自己評価するために行っているものです。内部監査の結果、指摘された事項は、関係部署が是正・予防措置を講じます。

平成24年度は、運輸安全マネジメント体制の確認、過去に実施した内部監査時に改善を推奨した事項についてその後の対応状況を評価しました。

また、内部監査要員も計画的に養成しています。公益財団法人鉄道総合技術研究所が主催する研修に参加させ、平成24年度末までに23名が所定のカリキュラムを修了しました。

4 事故等の発生状況

(1) 運転事故

多摩都市モノレールでは、平成10年11月の上北台－立川北間の開業（I期開業）以来、運転無事故を継続しており、死傷事故等に関わる重大事故は発生していません。

(2) 輸送障害（30分以上の遅延）

平成24年度の輸送障害は8件でした。内訳は自然災害4件（強風3件、降雪1件）及び設備障害4件（信号保安設備故障）です。

なお、過去5年間の輸送障害件数の推移については、以下のとおりです。

年度 内容	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
自然災害	0	0	0	4	3
設備障害	0	0	0	0	4
事故	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	1	0

(3) インシデント（事故の兆候）

多摩都市モノレールでは平成10年11月のI期開業以来、国土交通省へのインシデント報告はありません。

(4) 行政指導等

平成23年5月24日に関東運輸局による運輸安全マネジメント監査がありました。監査の結果、同局から助言をいただき、各種取組に反映させています。

また、平成23年10月3日から5日にかけて実施された国土交通省、関東運輸局及び東京都による保安監査の結果について、行政指導がありました。指摘された事項は、直ちに措置を講じ、関東運輸局にその状況を報告しています。

5 輸送の安全確保のための取組

(1) 安全重点施策の推進

1) 運輸安全マネジメントの充実

・ 経営層による職場巡視

年頭訓示の際や夏季及び年末年始の安全総点検、全国安全週間期間中などに、社長や安全統括管理者など役員が現場実施部門を巡視し、各職場の社員等との意見交換を通じて、安全の管理状況を確認しています。

社長による職場巡視



・ヒヤリ・ハット情報の収集及び活用

平成20年度から事故防止の取組のひとつとして試行的に運用を開始し、平成21年度から本格運用を開始しました。「目安箱」と称している箱に投函されたヒヤリ・ハットシートの内容については、社内で公開を行い、集合教育や点呼時等、あらゆる場面で有効に活用しています。

これからも引き続き情報の収集に努めるとともに、発生状況や原因等を分析してマニュアル等に潜む危険を掘りおこし、「事故の芽」を摘むことで、重大事故の未然防止を継続していきます。



ヒヤリ・ハットシート	
【状況の概況】	
いつ	西暦 年 月 日 曜日 () 時 分 天候 () 特記事項
どこで	
誰が	本人 他社員 その他 ()
何をしていた時	
概要	
* 特記事項とは、強風・濃霧・雷・ヒョウ・竜巻等をいう。	
【原因】	
原因 (以下に○、無ければその他へ記入)	
ア 教えられていなかった	サ 睡眠不足であった
イ 決められていなかった	シ 病気やケガをしていた
ウ 覚えようとしなかった	ス 薬物等 (医薬品を含む) を使用していた
エ 教育や訓練が少なかった	セ 集中している時間が長かった
オ 正しい判断や行為に気づく機会が少い	ソ 素早い意識の切替に対応できなかった
カ 周囲の目立つ物に注意が向いていた	タ うわのそら状態で作業をしていた
キ 気温により意識が朦朧であった	チ 眠っていた
ク 他の作業に注意が向いていた	ツ 類似する作業があり勘違いした
ケ 作業時間に追われていた	テ 誤った判断や行為の方が効率的 (楽)
コ 疲労を感じていた	ト その他 ()
対応策・方法	
その他意見	

・事故防止研修の実施

平成24年度は、東京都交通局の幹部職員を講師として招き、事故やヒューマンエラー発生時の分析方法をテーマに研修を行いました。研修は、発生した問題を出発点に「なぜ」を繰り返し、原因追究を行う「なぜなぜ分析」等を取り上げ、現場職員を中心に計63名が受講しました。



・異常時対応訓練の実施

毎年、運転事故・自然災害・テロ等を想定した訓練を実施しています。平成24年度は以下の訓練を実施しました。

①救出救護訓練

大規模な地震の発生によりモノレールが駅間に緊急停止したことを想定した訓練を実施しました。警視庁・東京消防庁・東京電力との合同による初の訓練であり、横取装置の他、はしご車、バケット車等による車中に取り残された乗客の救出救護等の訓練を実施しました。

はしご車による救出訓練



バケット車による救出訓練



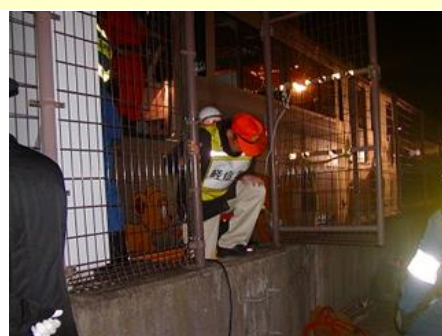
②トンネル避難誘導訓練

営業線上の唯一のトンネルである多摩丘陵トンネルにおいて火災が発生した場合を想定した訓練を東京消防庁と合同で実施しました。初の営業線を使用した訓練であり、初期消火やお客様の避難誘導等の訓練を実施しました。

車両からの避難誘導



軌道から道路への避難



・多摩市帰宅困難者対応訓練への参加

平成24年度に初めて実施された多摩市、警察・消防、鉄道会社、地元企業との合同による多摩センター駅周辺の帰宅困難者対応訓練に参加しました。訓練では、各関係機関の役割分担や連携、協力体制を確認しました。

・安全管理体制の強化

平成24年度は、社内安全管理体制の見直しを行い、平成24年11月以降、これまで不定期に行われていた安全管理幹事会、運転事故防止幹事会を統合した暫定幹事会を毎月1回定期的に開催することとしました。また、平成24年度末には、安全管理委員会規程の改正を行い、平成25年度以降、暫定幹事会を新たな安全管理幹事会として設置することとしました。

2) コンプライアンスの推進

・コンプライアンス推進月間の設定

毎年1回コンプライアンス推進月間を定め、各種取組を実施しています。平成24年度は、日々の仕事で起こりうるコンプライアンス違反事例やニュース等を題材に、問題点や防止策を話し合う職場討議の実施や労働安全衛生法に関する法的規制の再検証等を実施しました。

3) 大規模修繕等更新投資の着実な実施

多摩都市モノレールは、全線開業から14年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。そのため、平成23年度から大規模修繕に着手し、施設・設備の更新に取り組んでいます。

・分岐器改修工事等

車両基地内の列車の進路を変更する装置である分岐器の改修を実施しています（全10か所完了）。また、東京都からの受託工事として、営業線上の分岐器補修工事、鋼軌道桁塗装塗替工事、駅舎の防水・補修工事等の工事を進めています。

・可動式安全柵（ホームドア）オーバーホール

扉、筐体、支障物センサーを除くほぼすべての部品のオーバーホール（部品交換）を実施しています（4駅完了。平成26年度までに全駅施工完了予定。）。

・VVVFインバータ制御装置オーバーホール

車両モーターの力行・ブレーキ制御を行うVVVFインバータ制御装置のオーバーホール（部品交換）、基盤の新製を実施しています（1編成完了。平成29年度までに全編成完了予定。）。

・ 駅監視装置の全面更新・カメラの増設

コンコース・ホームにおけるカメラの更新を実施しました（全駅更新完了）。また、駅構内の死角解消のため、カメラ増設を実施しています（無人駅を中心に14駅で実施）。

4) 社内の安全・お客様保護に関する教育の徹底

・ 乗務員教育

当社では、「動力車操縦者運転免許に関する省令」に基づき国土交通大臣の指定を受けた鉄道会社の教習所に、運転士の養成を依頼しています。

約8か月間にわたる専門教育及び訓練の後、試験に合格するとモノレールの運転に必要な免許が交付されます。

また、フォローアップ教育として、免許取得後3年未満の者に対し定期的に教育を実施しています。

その他、全乗務員に対し月例教育や点呼時教育等を定期的に行っています。

・ サービス介助士資格取得などの奨励

当社では、質の高い接客サービスを提供し、お年寄りや体の不自由なお客も安心してご利用いただけるよう、「サービス介助士」の資格取得に取り組んでいます。平成24年度末までに105名が資格を取得しております。

また、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が開催する「交通事業者向けバリアフリー教育訓練研修」に平成24年度末までに6名が受講しております。

・ 救命講習の実施

立川消防署の指導、協力のもとAED（自動体外式除細動器）の取扱いを含めた救命講習を開催しています。平成24年度は53名が受講しました。

社員への救命講習会の実施



(2) その他の安全に関する施策

1) 委託業務の契約の相手方における安全対策、従事者教育等の現場確認の徹底

・安全講習会の実施

毎年1回、安全に関わる業務を委託している事業者を集めて「安全講習会」を開催しています。(参加事業者43社78名)

2) アルコールチェック

平成20年4月から運転士の出勤点呼時に、アルコール検知器による呼気濃度測定を実施しています。乗務助役による測定結果の確認とともに対面による出勤点呼の徹底を図っています。

また、平成21年11月から運営基地内で車両を運転する入換運転士に対しても、同様の測定を実施しています。

アルコール検知器による測定



3) 安全のための設備 (バリアフリー設備を含む。)

・駅の設備

お客様の転落事故を防止するため、全駅に可動式安全柵 (ホームドア) を設置しています。可動式安全柵は車両のドアと連動して開閉します。各駅の安全柵は指令管理所で監視され、故障やいたずらの状況もテレビモニターにより確認できるようになっています。

また、車椅子やベビーカーをご利用のお客様が乗り降りしやすいようモノレールとホームとの間に固定式スロープを、お客様から申し出があった場合には係員がモノレールとホーム間に渡り板 (持ち運び式) をそれぞれ設置し、よりスムーズな乗り降りの介助に努めています。

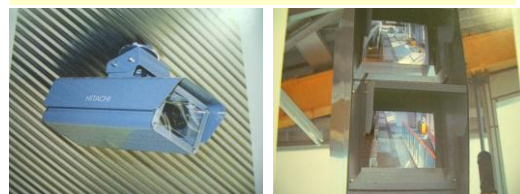
可動式安全柵 (ホームドア)



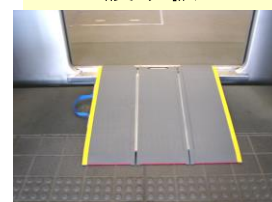
スロープ付乗降口 (各ホーム2箇所に設置)



ホーム監視カメラ・モニター



渡り板



・ A E D（自動体外式除細動器）の設置

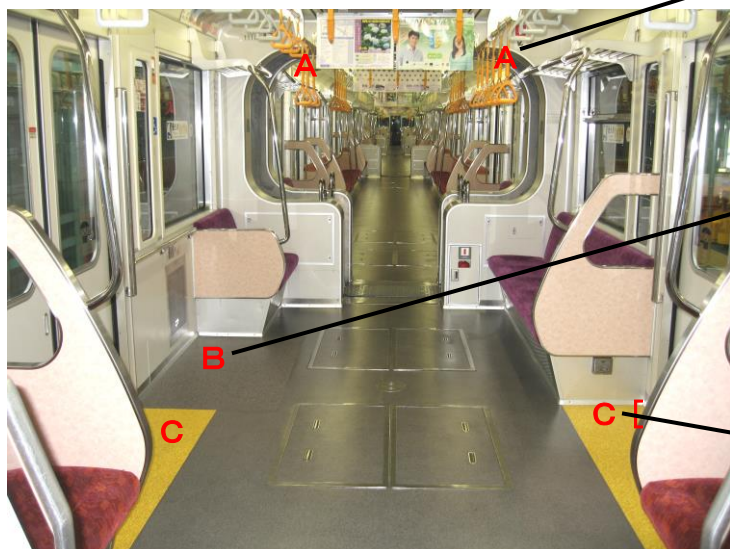
当社では、平成18年7月より、4駅（多摩センター・高幡不動・立川北・玉川上水）にAEDを設置し、23年度には立川南駅にも設置しました。平成25年度中に全駅に設置を完了する予定です。

A E D（自動体外式除細動器）



・ 車両の設備

「公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン」（平成19年7月国土交通省）に基づき、車いすスペース部のつり革及び車両の一部床面の塗色変更等を進めています。



- A** つり革（優先席部）
優先席部のつり革を識別できる色（黄色）とし、他のスペースのつり革よりも長めのつり革を採用しています。（全16編成完了済み）
- B** 車いすスペース部
車いすスペース部を明確化するため床色を変更しています。（全16編成完了済み）
- C** 乗降口部
乗降口端部の床面は周囲の床面とのコントラストを確保し、識別できる色（黄色）とし、更に滑りにくい素材を使用しています。（全16編成完了済み）

・ A T C、 A T O 装置

多摩都市モノレールでは、列車の安全運行の基本となる車内信号機式 A T C 装置を開業時より設置しています。

また、A T O 装置を中心とするコンピュータシステムにより駅間の自動運転を行い、安全な運行に万全を期しています。

A T C 装置 (Automatic Train Control 自動列車制御装置)

前方の列車に接近した場合やあらかじめ定められた制限速度を超えた場合、自動的にブレーキがかかることによって列車の速度を制御する装置です。当社では走行可能な速度を信号として速度計に表示させることによって安全性を高めています。

A T O 装置 (Automatic Train Operation 自動列車運転装置)

駅間の自動運転を行う装置で、駅出発の加速制御、駅間での一定速度制御、駅所定位置へ自動的に減速・停止する駅停止制御を行います。

4) 鉄道テロ対策

当社では、様々な鉄道テロ対策に取り組んでいます。

・ 不審物の発見等に関するご協力のお願い放送等

駅構内や車内において、不審物の発見等に関するご協力をお願いする掲示や放送等を行っています。



・監視カメラ

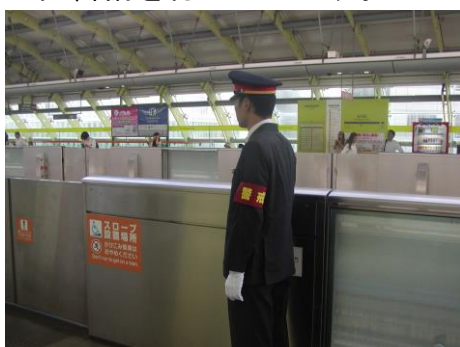
各駅の主要箇所にカメラを設置し（19駅295箇所）、随時、有人駅及び無人駅のお客様にも安心してご利用いただけるように監視しています。

なお、録画した映像については、万が一、犯罪等が発生した場合の状況確認等に活用しています。



・「警戒」腕章を着用しての巡回

「警戒」と記した腕章を着用し、警戒体制を敷いていることが見える形で巡回警備を行っています。



5) 防災対策

・地震時の対策

当社では地震計を設置しており、地震が発生した場合には指令管理所で震度が直ちに把握できるシステムになっています。これにより下記の規定値を超える強い地震が発生した場合には、直ちに走行中のモノレールを停止させることができます。

また、東海地震予知情報により「警戒宣言」が発令された場合を想定し、時速35kmの減速運転による地震ダイヤを整備しています。

震度4	時速25km以下で注意運転をします。
震度5弱以上	車両や線路の安全確認が終了するまで運転を中止します。

・ 早期地震通報システムの導入

平成21年6月1日から、緊急地震速報を活用した早期地震通報システムを当社指令管理所に導入し、沿線6地点(指令管理所、多摩センター、高幡不動、立川北、玉川上水、上北台)での予測震度及び予測到達時刻を表示できるようにしています。



早期地震通報システム



・ 強風時の対策

沿線2箇所に風速計を設けて、常に風速の監視を行っています。規定値を超える強風が発生した場合には運転を規制することで安全の確保に努めています。

毎秒20m以上	状況により運転を一時見合わせます。
毎秒25m以上	直ちに運転を中止します。

・ 降雪時の対策

多摩都市モノレールではゴムタイヤによる走行のため、降雪時には以下の雪害対策により安全を最優先とした運行に努めています。また、平成23年度の雪害による輸送障害を踏まえ、平成24年度は雪害対策PT(プロジェクトチーム)を設置し、雪害対策の見直しを行いました。

① 運転規制の実施

状況により時速35km以下の減速運転及び運転本数の間引き等を行います。

(雪害対策PTによる見直し)

特定の区間において、ATC手動運転による減速運転を行い、タイヤの空転を防止するよう運転方法を見直しました。

②除雪装置の装着及び車体スカートの改造計画

降雪の際に走行桁を除雪するためのブラシが付いた装置を取り付けて運転しています。

従来の装置ではカーブ区間での除雪残しにより、走行面が凍結することもありましたが、装置を車両の床下に移設する等の見直しを図ることにより、より確実に除雪が行えるようになりました。さらに、平成24年度からは車両側面内部に雪が積もらないようにスカートの改造を開始し、平成24年度までに8編成が完了しました。25年度には全編成の完了を予定しています。

③凍結防止剤の散布

状況に応じて凍結防止剤を散布し、走行面の凍結防止を図っています。

(雪害対策PTによる見直し)

融雪効果の高い凍結防止剤に切り替えを行いました。

④砂の散布

登坂時には走行輪の空転防止のため、必要に応じ走行桁に砂をまきながら運行しています。

(雪害対策PTによる見直し)

散布する砂の変更、散布量の増加、散布方法の見直しを行いました。

⑤凍結防止列車の運行

降雪による凍結が予想される場合には、凍結防止列車を運行し、凍結防止剤及び砂の散布を行い、タイヤの空転の原因となる凍結の防止を図っています。

・乗務員の携帯電話の携行

運転室には、指令管理所と通話ができる列車無線機を搭載しています。万が一、列車無線機が使用できない事態に備えて、全乗務員が業務用携帯電話を携行しています。

6) 安全啓発活動の実施

イベント等の開催に合わせ、安全やマナーに関する啓発活動に取り組んでいます。平成24年度は、車両基地見学会の中でマナーに関する子ども向けの紙芝居の上演を行ったほか、一日駅長・一日運転士体験イベントの中で小学生の親子を対象とした安全教室を実施しました。

6 お客様・沿線の皆様・関係者との連携・協力

(1) 関係者の皆様との協力体制

・警察・消防との共同訓練の実施

運転事故・自然災害・テロ等を想定した訓練を、地元の警察・消防と協力し、共同で実施しております。万一事故等が発生した場合における、連絡・協力体制の強化を図るためだけでなく、日頃からの相互の意思疎通や、知識技能の向上にも役立っています。

・こども110番の駅



学校への登下校の際に、子どもが犯罪の被害に遭うケースが増えてきています。子どもを犯罪から守り、お客様・お子さまに安心してご利用いただける環境づくり、安全な地域づくりに貢献することを目指しています。

「こども110番の駅」
多摩センター・高幡不動・立川北・玉川上水

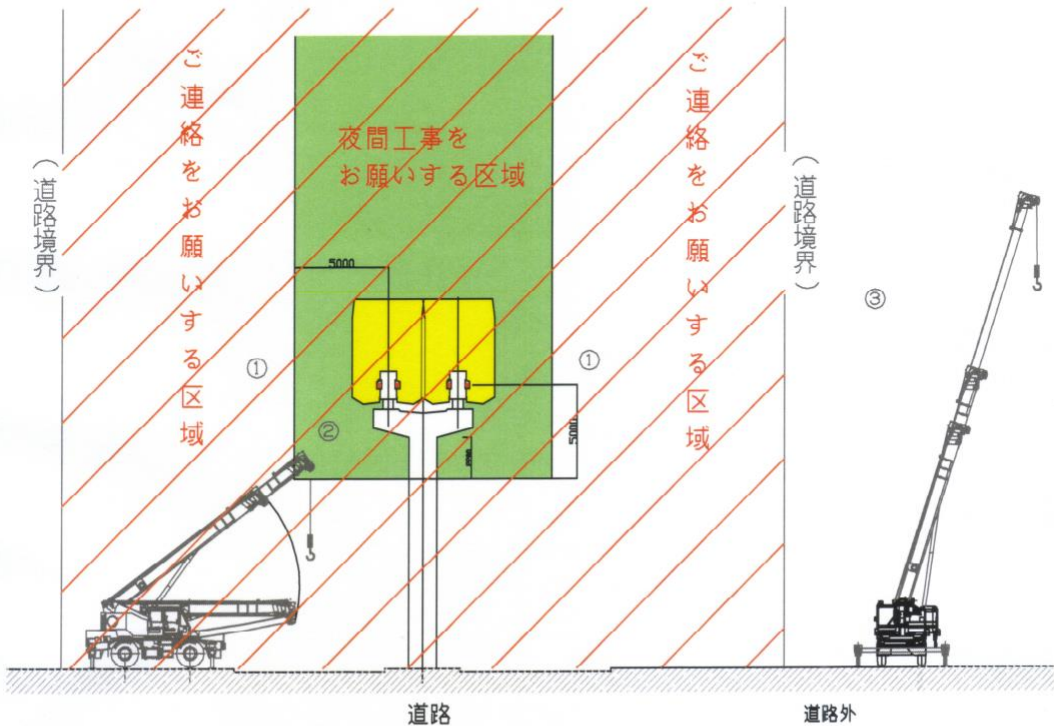
・沿線で工事を行う皆様へのお願い

多摩都市モノレール沿線で近接工事をされる方へのお願い

多摩都市モノレールは、列車が橋げたを跨いだ形で走行しており、橋げたの側面には高圧電気（1,500ボルト）が送電されている電車線が設置されています。

建設機械等が橋桁に近づくると感電事故が発生する恐れがあり、大変危険です。また、モノレールに沿った場所での工事は、モノレールの運行に支障を及ぼす恐れがあります。

下図に示す範囲で工事の計画・施工を計画されている場合は、モノレールの安全運行と事故防止のため、事前に当社へご連絡を下さるようお願いいたします。



- ① ご連絡をお願いする区域
道路外の沿道工事で、クレーンなどの建設機械が ① の区域に入る恐れのある工事
- ② モノレール車両への接触や感電事故が発生する恐れがあるため、夜間工事（1時から4時）をお願いする区域
- モノレール建築限界

連絡先
 多摩都市モノレール株式会社
 立川市泉町1078番地92号
 運輸部 工務課 施設係
 直通 042-526-7826
 運輸部 工務課 設備管理所
 直通 042-526-7835

(2) ご利用のお客様へのお願い

安全にモノレールをご利用いただくために、是非ご協力をお願いいたします。

・ 駆け込み乗車はご遠慮ください。



発車間際の駆け込み乗車は、大変危険です。ドアが閉まりかけたときは、無理をせず、次の電車をお待ちください。

・ 「ながら歩き」はご遠慮ください。



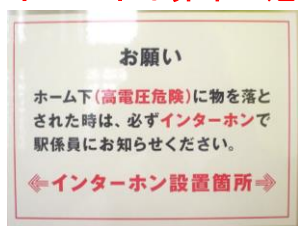
携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機等の画面を見ながらの歩行は、周囲のお客様とのトラブルの原因や思わぬ怪我につながる恐れがございますので、ご遠慮ください。

・ 非常停止押しボタン及びインターホンについて



電車を緊急停止させる必要が生じたときは、非常停止押しボタンを押してください。ご用のお客様は、インターホンでお尋ねください。また、急病人が発生したときや不審物を発見したとき等も係員に通報、連絡してください。

・ホーム下は非常に危険です。



ホーム下には、高電圧の電車線が設置されています。感電のおそれがありますので、ホーム下には絶対に降りないでください。

・非常通報装置について



車内には、異常・緊急時にお客様と乗務員との間で通話ができるよう、非常通報装置が備え付けられています。何らかの理由で、乗務員と通話できない場合は、自動的に指令所につながります。急病人が発生したときや不審物・不審者を発見したとき等に使用してください。

7 ご連絡先

安全報告書についてのご感想、当社の安全への取組に対するご意見をお寄せください。

多摩都市モノレール株式会社 総務部総務課

お問い合わせ先

TEL 042-526-7800 FAX 042-526-7857
受付時間 ■月～金 9:00～17:45（年末年始、祝日を除く。）

Mail okyakoe21nen@tama-monorail.co.jp（平成25年9月末まで）
info@tama-monorail.co.jp（平成25年10月以降）

多摩都市モノレールホームページ

<http://www.tama-monorail.co.jp/>